

生活習慣病健診実施細則

この細則は、三井健康保険組合健康診査等補助金支給規程（以下「補助金支給規程」という。）第2条に規定する「生活習慣病健診」の実施方法等について定める。

なお、本細則における年度は、4月1日～翌年3月31日の間とする。

（支給要件）

第1条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 事業所の実施する生活習慣病健診であること
- (2) 受診日に資格を有し、かつ受診日の属する年度内に満35歳以上となる被保険者であること
- (3) 原則として第3条に規定する指定検査項目をすべて受診していること
- (4) 補助金支給規程第2条に規定する「人間ドック」と重複していないこと
- (5) 請求書類が指定日までに組合に到着していること
 - ①第2条の実施区分のうち「契約機関[組合]」は受診年度の翌年度5月31日
 - ②第2条の実施区分のうち「契約機関[健診代行]」及び「契約外機関[健診代行]」は受診年度の翌年度6月30日

（実施区分）

第2条 実施区分は次のとおりとする。

実施区分	実施機関	申込区分
契約機関[組合]	組合契約機関	直接健診機関へ受診を申し込むもの
契約機関[健診代行]	組合契約機関	組合契約健診代行事業者（以下「代行事業者」という。）を経由して受診を申し込むもの
契約外機関[健診代行]	契約外機関	組合契約健診代行を経由して受診を申し込むもの

（指定検査項目）

第3条 指定検査項目は次のとおりとする。（★は特定健診項目）

区 分	検査項目	備 考
身体計測	身長★	
	体重★	
	肥満度	
	BMI★	
	腹囲★	
生理	血圧測定★	
	心電図★	
	視力検査	
	聴力検査	簡易聴力
	眼底検査★	両眼撮り
X線	胸部X線	間接又は直接
	上部消化管X線	間接又は直接
生化学	クレアチニン★	
	尿酸	
	HDLコレステロール★	
	LDLコレステロール★	
	中性脂肪★	
	AST (GOT) ★	
	ALT (GPT) ★	

	γ-GT (γ-GTP) ★	
	血糖 (空腹時) ★	
	HbA1c ★	
血液学	赤血球★	
	血色素★	
	ヘマトクリット★	
尿	蛋白★	
	尿糖★	
	潜血	
便	潜血	免疫法で実施 (2日法)
医療面接 (問診)		医療職が担うこと (原則、医師・保健師・看護師とする)。 問診票 (質問票★) は、特定健診質問票 22 項目を含むこと。
医師診察※★		胸部聴診、頸部・腹部触診など

※ 診察・説明・指導は施設の実情を踏まえた効率的な運用を認める。
なお、原則として医師による診察と結果説明は別々に行うこと。

(追加検査項目)

第4条 追加検査項目は次のとおりとし、指定検査項目と同時に受診する場合のみ補助対象とする。

区分	検査項目	備考
婦人科検査	マンモグラフィ・乳腺超音波	いずれか1項目
	子宮頸部細胞診	
腫瘍マーカー	PSA	

(補助金の額及び支給回数)

第5条 指定検査項目に対する補助金の額は次のとおり (100 円未満切捨て) とし、支給回数は 1 年度につき 1 回を限度とする。

実施区分	補助金の額	補助金の上限額	
契約機関[組合]	組合契約額 (税込) の 80%	胃・胸部X線直接撮影 胃・胸部X線間接撮影	21,800 円 17,600 円
契約機関[健診代行]	組合契約額 (税込) の 80% 又は組合が総合的に勘案し決定した額 (以下「契約相当額」という。) の 80%	胃・胸部X線直接撮影 胃・胸部X線間接撮影	21,800 円 17,600 円
契約外機関[健診代行]	契約相当額 (税込) の 80%	胃・胸部X線直接撮影 胃・胸部X線間接撮影	21,800 円 17,600 円

2 追加検査項目に対する補助金の額は、前項に準ずるものとする。ただし、補助金の上限額については次のとおりとする。

マンモグラフィ	乳腺超音波	子宮頸部細胞診	PSA
7,300 円	7,300 円	3,600 円	2,400 円

(実施方法)

第6条 実施区分ごとの生活習慣病健診の実施方法は次のとおりとする。

(1) 「契約機関[組合]」での実施

- ①事業所は健診対象者に「生活習慣病健診の実施を予定していること及び同一年度に人間ドックの補助を受ける場合は受診できないこと」を事前に通知する。
 - ②事業所は健診対象者に「追加検査項目」の確認をした後、組合契約機関（以下「健診機関」という。）に健診の予約、及び「追加検査項目」実施の有無を伝え、健診を実施する。
なお、事業所が受診者の健診結果を取得する場合は、あらかじめ受診者の同意を得たうえで、健診機関とその旨の契約を締結する必要がある。
 - ③自己負担額は、組合が健診機関と契約した額（税込）から補助金の額を除いたものとする。
 - ④健診実施後、健診機関から事業所宛に自己負担分の請求があり、事業所は自己負担分をとりまとめ、健診機関に支払う。
 - ⑤健診機関から組合に健診結果の通知及び補助金の請求があり、組合は確認のうえこれを支払う。
- (2) 「契約機関[健診代行]」及び「契約外機関[健診代行]」での実施
- ①事業所は健診対象者に「生活習慣病健診の実施を予定していること及び同一年度に人間ドックの補助を受ける場合は受診できないこと」を事前に通知する。
 - ②事業所は代行事業者の指定する方法で申し込み（「追加検査項目」の有無を含む）、健診を実施する。
 - ③自己負担額は、組合が代行事業者と契約した額（税込）から補助金の額を除いたものとし、支払方法等については、事業所と代行事業者との取り決めによる。
 - ④代行事業者から組合に健診結果の通知及び補助金の請求があり、組合は確認のうえこれを支払う。

（補助対象外）

第7条 次の各号のいずれかについては原則として補助の対象としない。

- (1) 飲食制限等の健診機関からの注意事項を守らなかった場合
- (2) 妊娠又はその可能性がある者
- (3) 特定健診項目の健診結果が組合の指定する方法で提出されない場合
- (4) 指定検査項目及び追加検査項目以外の検査項目
- (5) 指定検査項目に自己都合による未受診項目がある場合

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日施行の「生活習慣病健診実施細則」は廃止する。